

二本松市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定により、「二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について」の直接請求にかかる請求代表者に次により意見を述べる機会を与えるものとし、同法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成30年3月6日

二本松市議会議長 野地 久夫



1. 意見を述べる日時及び場所

平成30年3月9日（金）午前10時開会の本会議

二本松市役所 6階 議場

2. 意見を述べる請求代表者の数

1 名